首都高速道路工事開始公告

首都高速道路株式会社において、首都高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 27 年３月 31 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

記

1⑴路　線　名　都道首都高速３号線
⑵工事の区間　東京都目黒区大橋二丁目から同都世田谷区太子堂二丁目まで
⑶工事の種類　改築工事
⑷工事開始の日　平成27年４月１日

2⑴路　線　名　都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線
⑵工事の区間　東京都大田区羽田三丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで
⑶工事の種類　改築工事
⑷工事開始の日　平成27年４月１日

3⑴路　線　名　都道首都高速１号線、都道首都高速４号線及び都道首都高速４号分岐線
⑵工事の区間　東京都千代田区北の丸公園から同都中央区日本橋兜町まで
⑶工事の種類　改築工事
⑷工事開始の日　平成27年４月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 13 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）を下記のとおり変更し、１．⑶⑲に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、平成26年１月24日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」（以下「変更公告」という。）を平成27年４月１日より下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 27 年３月 31 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

「料金公告」の変更

１．⑶②ロ㈠のうち、「平成27年３月31日」を「平成28年３月31日」に改める。

企画割引「ドラ旅パック」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着伊豆プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める周遊エリアを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、予め中日本高速道路株式会社と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。⑷②イに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

②　東京発着舘山寺・浜名湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ロに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

③　東京発着富士・河口湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ハに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

④　東京発着南信州プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ニに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑤　名古屋発着北陸（金沢・加賀）プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ホに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑥　名古屋発着北陸（飛騨高山・白川郷）プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヘに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ヘに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑦　名古屋発着舘山寺・浜名湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②トに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑧　名古屋発着伊豆・静岡プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②チに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②チに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑨　名古屋発着南信州ワイドプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②リに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②リに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②リに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑩　名古屋発着南信州ミニプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヌに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ヌに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
東京発着伊豆プラン	3,000円	3,800円
東京発着舘山寺・浜名湖プラン	4,600円	5,800円